

島根県立石見海浜公園指定管理者仕様書

島根県立石見海浜公園（以下「公園」という。）の指定管理にあたりその内容等については、島根県立都市公園指定管理者募集要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

1 有料公園施設の利用日及び利用時間

都市公園の名称	有料公園施設の名称	利用日	利用時間	
県立 石見海浜公園	テニスコート	1月4日から12月28日 まで	午前8時30分から 午後9時30分まで	
	ケビン		宿泊	午後4時から翌日 の午前10時まで
			休憩	午前11時から 午後3時まで
	オートキャンプサイ ト		宿泊	午後3時から翌日 の午後2時まで
			休憩	午前10時から 午後2時まで

※1 上記において指定管理者は、必要があると認めるときは知事の承認を受けて、変更することができる。

2 指定管理者が行う業務

(1) 都市公園の運営管理に関する業務

都市公園の運営管理に関する業務は、島根県立都市公園運営管理要領に基づき運営管理を行うこと。

(2) 都市公園の施設の維持管理に関する業務

都市公園の施設の維持管理に関する業務は、島根県都市公園施設等維持管理要領及び各公園施設等点検マニュアルにより維持管理を行うこと。

(3) 危機管理に関する業務

ア 危機管理マニュアルの作成

本業務の実施に関連して、事故や災害等の緊急事態が発生した場合、適切な対応が行われるよう「危機管理マニュアル」を整備すること。

緊急事態が発生又は発生の恐れが生じた場合は、「危機管理マニュアル」に従って速やかに必要な措置を講ずるとともに、県をはじめ関係機関に連絡・通報すること。

- ① 想定されるリスクに対応する危機管理マニュアルであること。
- ② 危機管理マニュアルに従い、定期的に訓練を実施すること。
- ③ 必要に応じ、随時危機管理マニュアルの見直し、充実を図ること。
- ④ 作成した危機管理マニュアルについては、危機管理ノウハウの蓄積・継承のため、次の指定管理者へ適切に引き継ぐこと。

イ 施設等損害賠償責任保険への加入

加入の内容は次のとおりとし、県と指定管理者の双方が被保険者となる契約とすること。

- ・対人賠償 1名につき1億円、1事故につき4億円

- ・対物賠償 1事故につき500万円
- ・昇降機賠償責任保険を付帯すること。
- ・当該保険加入の内容について、県に報告すること。

ウ 島根県地域防災計画において第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点（災害応急対策、復旧拠点）及び国民保護法に基づく避難施設に位置付けられているので、留意すること。

(4) 自主事業の実施

公園主催の各種事業を企画し、実施すること。

今までの実施例

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 浜山公園 | 浜山公園まつり、少年野球教室等 |
| 石見海浜公園 | オートキャンプ大会、ビーチバレーボール大会、アクアス祭り等 |
| 万葉公園 | 秋の茶会、健康マラソン&ウオーク大会、万葉短歌大会等 |

(5) 有料公園施設の利用料金

ア 有料公園施設の利用料金については、島根県都市公園条例別表第5に定める基準額（別紙）に、0.8から1.2を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者が知事の承認を得て定めるものとする。

なお、設定にあたっては、条例別表第5の各表の備考に規定してある内容についても定めること。

イ 有料公園施設の利用料金は指定管理者の収入とする。

(6) 海水浴場監視業務

公園を管理する指定管理者は、7月中旬から8月下旬の間に海水浴場（姉が浜海水浴場及び波子海水浴場）に指定管理業務として監視本部各1箇所及び監視塔を複数箇所設置し、監視員を配置するものとする。

なお、監視員はライフセーバーとしての資格を有する者とし、監視本部及び監視塔の設置場所と併せ、監視方法について県と協議のうえ決定すること。

その他、想定する条件や業務については「島根県立都市公園運営管理要領」において定める。

(7) 夏季における駐車場管理等業務

ア 公園を管理する指定管理者は、県が設置した駐車場について夏季の混雑期に限り、県の管理許可を得て管理を行うこと。この場合、指定管理者は県に施設使用料を支払うこととし、公園利用者に係る駐車場管理経費等相当額として利用料金を設定し、受益者負担として利用者から徴収するものとする。（料金設定にあたっては県の承認を得ること。）

なお、利用者から徴した利用料金は、夏期の混雑期の駐車場管理のほか、駐車場警備や海水浴場の清掃などの経費に充当し、実施すること。（指定管理料からの充当は認めない）

イ 公園を管理する指定管理者は、夏期の混雑期に限り設置する仮設シャワー設備について、県の管理許可を得て管理を行うこと。この場合、指定管理者は県に施設使用料を支払うこととし、仮設シャワー利用に係る経費相当額として利用料金を設定し、受益者負担として利用者から徴収するものとする。（料金設定にあたっては県の承認を得ること。）

なお、利用者から徴した利用料金は、仮設シャワー設備管理のほか、清掃などの経費に充当し、実施すること。（指定管理料からの充当は認めない）

(8) しまね海洋館（アクアス）との調整

Dゾーンの島根県立しまね海洋館（アクアス）周辺において、ゴールデンウィーク、夏季及び連休等の利用者が増大する期間については、指定管理業務として別途、駐車場整理に係る人員を配置し整理にあたること。この場合において、島根県立しまね海洋館アクアスの指定管理者と経費等について調整を図ること。

(9) その他の業務

石見海浜公園の管理にあたっては、園内で営業している島根県立しまね海洋館（アクアス）の指定管理者並びに島根物産商事株式会社（第三セクター）を指導し、利用促進を図るための広報活動、集客対策等を連携して行うものとする。

3 島根県と指定管理者の役割分担

島根県と指定管理者の役割分担は、原則として次のとおりとする。

項 目	島根県	指定管理者
施設の維持管理		○
安全衛生管理		○
施設の利用許可及び利用料の徴収		○
設置・管理許可及び使用料の徴収	○	
占用許可及び使用料の徴収	○	
行為許可及び使用料の徴収	○	
施設の修繕及び事故、災害等による施設の損傷復旧 (50万円／個所未満の工事)		○
施設の修繕及び事故、災害等による施設の損傷復旧 (50万円／個所以上の工事)	○	
車輛の維持管理（乗用車、維持管理機械の点検修理）		○
県有施設の火災共済保険加入	○	
社会体育施設保険の加入（体育館施設の構造上の欠陥等及び管理瑕疵による利用者への損害補償。）		○
施設等損害賠償責任保険の加入（体育館以外の公園施設の構造上の欠陥等及び管理瑕疵による利用者への損害補償。）		○
緊急時の対応		○

4 エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づくエネルギー使用量の報告

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づき施設におけるエネルギー使用量について測定・記録を行い報告すること。（各公園毎に定めた「エネルギー管理標準」による。）

5 職員駐車場の使用料

都市公園内に指定管理者が通勤用の自動車駐車場を設ける場合は、行政財産の目的外使用許可を得て行うものとし、その使用料を納付すること。

6 協定の締結

島根県と指定管理者は、都市公園の管理に関し協定を締結する。